

．不正薬物等に対する水際取締対策

1．政府における対策

(1) 薬物乱用対策推進本部

平成9年1月、最近の厳しい薬物情勢にかんがみ、内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」が設置された。

同本部は、同年4月、薬物乱用対策の基本方針として「薬物乱用対策推進要綱」を決定し、平成10年5月、薬物乱用対策の中長期的な戦略が必要との認識の下、「薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略に基づく施策の結果、児童生徒の薬物乱用に一定の歯止めがかかり、水際においても、この5年間で、それ以前の5年間の3倍以上の覚せい剤を押収した。

しかしながら、覚せい剤事犯検挙者数は、引き続き高い水準にあり、覚せい剤密輸ルートも根絶されておらず、依然として相当量の覚せい剤が流入していると見られた。さらに、近年では、大麻やMDMA等の錠剤型合成麻薬の押収量が急増している状況等を踏まえ、平成15年7月の本部会合において、第三次覚せい剤乱用期は依然として継続しているとの認識に立ち、「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定し、関係省庁の一層緊密な連携の下、引き続き総合的に対策を講じることとなった。また、薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって水際対策を重点的に行うための「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を策定した。

(参考1) 本部構成員

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）、国家公安委員会委員長、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

本部長員：総務大臣、外務大臣、経済産業大臣

(参考2) 開催状況

平成9年1月17日	「薬物乱用対策推進本部」設置に係る閣議決定
1月21日	推進本部第1回会合
4月18日	推進本部第2回会合
	・ 薬物乱用対策推進要綱
5月27日	推進本部第3回会合
	・ 平成8年度薬物乱用対策推進状況
	・ 平成9年度薬物乱用対策推進計画
平成10年5月26日	推進本部第4回会合
	・ 青少年の薬物乱用問題に対する緊急対策の実施状況
	・ 平成9年度薬物乱用対策推進状況

- 平成10年度薬物乱用対策推進計画

薬物乱用防止五か年戦略
- 平成11年5月18日 推進本部第5回会合

 - 平成10年度薬物乱用対策推進状況
 - 平成11年度薬物乱用対策推進計画
 - 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況
- 平成12年5月23日 推進本部第6回会合

 - 平成11年度薬物乱用対策推進状況
 - 平成12年度薬物乱用対策推進計画
 - 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況
- 平成13年6月1日 推進本部第7回会合

 - 平成12年度薬物乱用対策推進状況
 - 平成13年度薬物乱用対策推進計画
 - 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況
- 平成14年5月31日 推進本部第8回会合

 - 平成13年度薬物乱用対策推進状況
 - 平成14年度薬物乱用対策推進計画
 - 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況
- 平成15年7月29日 推進本部第9回会合

 - 薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ
 - 薬物乱用防止新五か年戦略
 - 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
- 平成16年6月14日 推進本部第10回会合

 - 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ
 - 薬物密輸入防止のための緊急水際対策フォローアップ
- 平成17年6月10日 推進本部第11回会合

 - 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ
 - 薬物密輸入防止のための緊急水際対策フォローアップ
- 平成18年7月18日 推進本部第12回会合

 - 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ
 - 薬物密輸入防止のための緊急水際対策フォローアップ
- 平成19年1月4日 推進本部第13回会合

 - 薬物乱用防止新五か年戦略の一部改正
- 平成19年8月3日 推進本部第14回会合

 - 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ
 - 薬物密輸入防止のための緊急水際対策フォローアップ

(2) 銃器対策推進本部

一般市民を巻き込んだ銃器を使用した犯罪の続発を踏まえ、平成7年9月、内閣官房長官を本部長とし、関係省庁の局長クラスを本部員とする「銃器対策推進本部」が設置された。同本部は、同年12月、銃器対策の基本方針として「銃器対策推進要綱」を策定し、銃器対策について同要綱に沿った施策の推進計画を年度毎に策定し、関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進している。

(参考 1) 本部構成員

本部長：内閣官房長官

副本部長：内閣府特命担当大臣（銃器対策） 国家公安委員会委員長

本部員：内閣官房副長官補

法務省入国管理局長

内閣広報官

外務省領事局長

内閣府政策統括官

財務省関税局長

警察庁生活安全局長

水産庁次長

警察庁刑事局長

経済産業省貿易経済協力局長

警察庁組織犯罪対策部長

国土交通省総合政策局長

総務省大臣官房長

海上保安庁次長

法務省刑事局長

環境省自然環境局長

(参考 2) 開催状況

- | | |
|------------|---------------------|
| 平成7年9月19日 | 「銃器対策推進本部」設置に係る閣議決定 |
| 28日 | 推進本部第1回会合 |
| 12月19日 | 推進本部第2回会合 |
| | ・ 銃器対策推進要綱 |
| | ・ 広報啓発活動の推進 |
| 平成9年5月7日 | 推進本部第3回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成8年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成9年度銃器対策推進計画 |
| 平成10年4月30日 | 推進本部第4回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成9年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成10年度銃器対策推進計画 |
| 平成11年4月27日 | 推進本部第5回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成10年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成11年度銃器対策推進計画 |

- 平成 12 年 4 月 28 日 推進本部第 6 回会合
- ・ 最近の銃器情勢
 - ・ 平成 11 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 12 年度銃器対策推進計画
- 平成 13 年 4 月 20 日 推進本部第 7 回会合
- ・ 最近の銃器情勢
 - ・ 平成 12 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 13 年度銃器対策推進計画
- 平成 14 年 4 月 26 日 推進本部第 8 回会合
- ・ 最近の銃器情勢
 - ・ 平成 13 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 14 年度銃器対策推進計画
- 平成 15 年 4 月 25 日 推進本部第 9 回会合
- ・ 最近の銃器情勢
 - ・ 平成 14 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 15 年度銃器対策推進計画
- 平成 16 年 4 月 27 日 推進本部第 10 回会合
- ・ 最近の銃器情勢
 - ・ 平成 15 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 16 年度銃器対策推進計画
- 平成 17 年 4 月 26 日 推進本部第 11 回会合
- ・ 最近の銃器情勢について
 - ・ 平成 16 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 17 年度銃器対策推進計画
- 平成 18 年 5 月 25 日 推進本部第 12 回会合
- ・ 平成 17 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 18 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
- 平成 19 年 4 月 25 日 推進本部第 13 回会合
- ・ 長崎市長銃撃事件、東京・神奈川における発砲事件について
 - ・ 平成 18 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 19 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
- 平成 19 年 5 月 18 日 銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム第 1 回会合
- ・ 一歩踏み込んだ対策の検討について
- 平成 19 年 6 月 25 日 銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム第 2 回会合
- ・ 銃器犯罪抑止のための更なる施策案について

平成 20 年 5 月 1 日

推進本部第 14 回会合

- ・ 平成 19 年度銃器対策推進状況
- ・ 平成 20 年度銃器対策推進計画
- ・ 各省庁の取組状況など

(3) 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成15年9月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催された。

同年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、(1)国民が自らの安全を確保するための活動の支援、(2)犯罪の生じにくい社会環境の整備、(3)水際対策を始めとした各種犯罪対策、の三つ視点が重要であるとし、その上で、現在の犯罪情勢の特徴的傾向に即して、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止、社会全体で取り組む少年犯罪の抑止、国境を越える脅威への対応、組織犯罪等からの経済、社会の防護、治安回復のための基盤整備、の五つの重点課題を設定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。

(参考1) 主宰及び構成員

主 宰：内閣総理大臣

構成員：全閣僚

(参考2) 開催状況

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 平成15年9月2日 | 「犯罪対策閣僚会議」開催に係る閣議口頭了解 |
| 9月5日 | 犯罪対策閣僚会議(第1回) |
| 12月18日 | 犯罪対策閣僚会議(第2回) |
| | ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 |
| 平成16年6月22日 | 犯罪対策閣僚会議(第3回) |
| | ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ |
| | ・ 各省庁における施策 |
| 12月14日 | 犯罪対策閣僚会議(第4回) |
| | ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ |
| | ・ テロの未然防止に関する行動計画 |
| | ・ 人身取引対策行動計画 |
| 平成17年6月28日 | 犯罪対策閣僚会議(第5回) |
| | (第14回都市再生本部との合同会議) |
| | ・ 安全・安心なまちづくり |
| | ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ |
| | ・ バイオメトリクスを活用した出入国管理の構築 |
| | ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ |

- 12月20日 犯罪対策閣僚会議（第6回）
- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
 - ・ 犯罪から子どもを守るための取組み
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 平成18年6月20日 犯罪対策閣僚会議（第7回）
（第3回青少年育成推進本部との合同会議）
- ・ 少年関係
 - ・ 暴力団対策関係
 - ・ 再犯防止関係
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 12月19日 犯罪対策閣僚会議（第8回）
- ・ 子どもを犯罪から守り、非行から立ち直らせるための取組
 - ・ ワーキングチームにおける検討状況（犯罪諸対策の進捗状況）
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 平成19年7月3日 犯罪対策閣僚会議（第9回）
- ・ 青少年育成・犯罪対策一般
 - ・ 暴力団対策
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
- 12月21日 犯罪対策閣僚会議（第10回）
- ・ 犯罪諸対策及びワーキングチームの検討状況
 - ・ 銃器・暴力団対策
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ

平成 20 年 6 月 16 日 犯罪対策閣僚会議（第 11 回）

- ・ 当面の犯罪対策等について
- ・ これまでの取組と今後の課題について
- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
- ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ

2. 関税局・税関における対策

入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、種々の施策を実施している。

税関業務量の推移

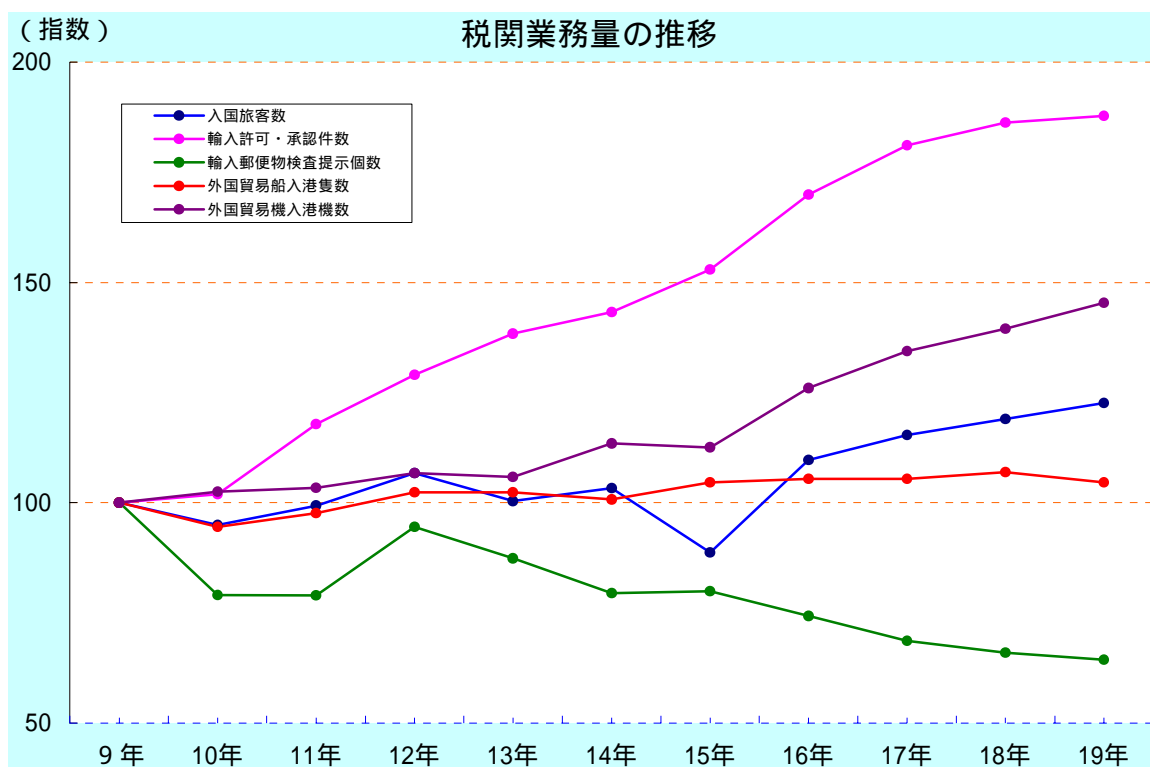
取締対象 (指標)		平成9年 (10年前)	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
旅客 (入国旅客数)	万人	2,159 (100.0)	1,915 (88.7)	2,370 (109.8)	2,491 (115.4)	2,570 (119.0)	2,649 (122.7)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	941 (100.0)	1,439 (152.9)	1,599 (169.9)	1,704 (181.1)	1,753 (186.3)	1,767 (187.8)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	15,308 (100.0)	12,242 (80.0)	11,375 (74.3)	10,521 (68.7)	10,103 (66.0)	9,851 (64.4)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	12.9 (100.0)	13.5 (104.7)	13.6 (105.4)	13.6 (105.4)	13.8 (107.0)	13.5 (104.7)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	11.9 (100.0)	13.4 (112.6)	15.0 (126.1)	16.0 (134.5)	16.6 (139.5)	17.3 (145.4)

(注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成19年については速報値)

2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局調査課調べ。

3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。

4. 下段の()書きは、平成9年を100とした場合の指数。(グラフも同じ)



(1) 取締体制の整備

イ 検査貨物選定班等の設置

全国の税関に「検査貨物選定班」を設置し、早期かつ的確な貨物情報の収集に努めるとともに、全国の主要税関官署に「検査専担部門」を設置して、効果的かつ効率的な社会悪物品等の取締り及び検査を実施している。

ロ 機動班の設置等

水際取締専担班等の機動班を設置し、地方港等への応援取締りを行うなど、機動的な実効性のある取締体制を整備している。

また、各税関の本関又は主要拠点官署から遠く離れた地方官署については、管轄区域を越えた隣接する署所間相互による取締りの実施が効率的かつ効果的なことから、税関間の協力体制の整備に努めている。

(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 密輸情報専門官、密輸情報調査官及び総括密輸情報調査官の設置

関税局に密輸情報専門官及び各税関に密輸情報調査官をそれぞれ設置するとともに、東京税関に総括密輸情報調査官（密輸情報分析センター）を設置し、警察や海上保安庁などの関係機関や外国税関等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析することにより、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

効果的な密輸取締りを実施するため、船舶、航空機、商業貨物等に関する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」（MOU）等を締結している。

(イ) 財務省関税局：(社)日本船主協会、定期航空協会、

(社)航空貨物運送協会、(社)日本通関業連合会、

外国船舶協会、(社)大日本水産会

(計6団体)

(ロ) 税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等

(計30団体)

八 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、税関広報ビデオ等により、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年 5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（一般向け）	税関ホームページ
 <p>このほか、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けを制作・配布。</p>	
<p>密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル）</p> <p style="text-align: center;">シロイ クロイ</p> <p style="text-align: center;">0120-461-961</p> <p style="text-align: center;">（密輸に関する情報は、財務省・税関まで）</p>	<p>税関ホームページ</p> <p>http://www.customs.go.jp/</p>

二 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（C I S : Customs Intelligence Database System）等を全国の税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施している。

(3) 取締機器の増強

イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物を開披することなく、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見・摘発のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降は、コンテナをトレーラーに積載したまま検査することができるコンテナ貨物大型X線検査装置を、平成18年3月以降は、重量物及び長尺貨物等の検査に対応するため、車載式後方散乱線X線検査装置を全国の主要港等に配備して活用している。



ロ 監視艇の活用

不正薬物、銃砲等の洋上取引や地方港、不開港における密輸を取り締まるため、拠点となる税関官署に大型監視艇や広域監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。

なお、先島諸島の密輸取締りを充実強化するため、平成19年3月、大型監視艇を石垣港に配備した。



ハ 麻薬探知犬の活用

人間の数万倍の嗅覚により、不正薬物の取締りに非常に効果的な麻薬探知犬については、昭和54年に麻薬探知犬（アグレッシブドッグ）を導入し、順次、配備頭数を拡大している。また、平成5年には、主に空港の旅具検査場内等で使用する麻薬探知犬（パッシブドッグ）を導入し、活用している。



麻薬探知犬のうち、「アグレッシブドッグ」は、麻薬の匂いを探知すると貨物を引っ掻いて知らせ、「パッシブドッグ」は、麻薬の匂いを探知すると座って知らせよう訓練されている。

二 埠頭監視カメラシステムの導入

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

(4) 関係機関との連携強化

イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、取締りに当たっている。

具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間で、全国各地で合同訓練（写真参照）や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で関係機関とによる「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催している。

(5) 国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、東京税関調査部に国際情報センター室を設置している。円滑な情報交換を行うため、平成10年3月には関税法改正による外国税関当局への情報提供の規定を整備するとともに、これまでに諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州RIL（地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）を中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

(参考) R I L Oとは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたW C Oによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州R I L Oは、昭和62年12月から世界初のR I L Oとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国(東京税関内)に設置し、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成16年1月からは、中国(北京税関内)に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

税関相互支援協定等の現状(2008年4月現在)

E P A関連(注1)

シンガポール(2002.11)、マレーシア(2006.7)、タイ(2007.11)

フィリピン(2006.9署名)、ブルネイ(2007.6署名)、インドネシア(2007.8署名)(注2)

政府間協定

米国(1997.6)、韓国(2004.12)、中国(2006.4)、E C(2008.2)

税関当局間取決め

豪州(2003.6)、N Z(2004.4)、カナダ(2005.6)、香港(2008.1)

(注1) E P Aに税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注2) フィリピン、ブルネイ、インドネシアについては、未発効

()内は発効・署名年月

□ 外国出張による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

八 国際会議への参画

WCOにおける監視委員会やWCOアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参画し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

(6) 監視分野における技術協力

主にアジア地域の開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化などを目的として、水際取締分野における技術協力を行っている。

平成 19 年度には、情報分析官の育成などを図るため、アジア地域の開発途上国に我が国税関職員を派遣するとともに、それらの国の税関職員を我が国に受入れ、情報の有効活用に関する講義や取締機器の現場視察等を実施した。